

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成26年6月23日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時26分

出席者 委 員 委員長 平 池 紘 士

増 山 敬 之 茂 呂 健 市 小久保 かおる

白 石 幹 男 氏 家 晃 天 谷 浩 明

永 田 武 志 福 田 裕 司

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 海老原 恵 子

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 副 主 幹 寺 内 史 幸

平成26年第3回栃木市議会定例会
民生常任委員会議事日程

平成26年6月23日 午前10時開議 都賀公民館
日程第 1 陳情第 4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎陳情第4号の上程、採決

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、陳情4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、先週開催いたしました本委員会において、国会の動向を踏まえた上で慎重に審査する必要があることから、引き続き本日の委員会開催の運びとなりました。委員の皆様からご意見をいただく前に、さきの国会の動向について書記に説明させます。

寺内さん、お願いします。

○副主幹（寺内史幸君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、先週の委員会からですか、国会のほうの動きのほうがございましたので、そちらのほうを簡単に説明させていただきます。

まず、先週の17日に当委員会を開催しまして、翌日、水曜日になりますけれども、18日に参議院のほうの地域医療介護総合確保推進法案につきましては、可決ということで参議院のほうは通過しております。それを踏まえまして、きょうですか、委員の皆様にはきょうご協議願いたいのですけれども、その前にまずは近隣の事務局のほうで調べられるところだけちょっと調べたのですけれども、他の市の常任委員会のほうの情報のほうをちょっとご説明いたします。

まず初めに、那須烏山市につきましては、6月6日に文教福祉常任委員会を開催いたしまして、こちらにつきましては、不採択となっております。また、大田原市につきましては、議長預かり、議会運営委員会で取り扱いを協議した結果、今までの例、国会で審査中のものとかにつきましては、議長のほうで預かるという先例のほうに従ったようでございます。続きまして、先週なのですけれども、小山市につきましては、継続審査ということで常任委員会のほうですか、は決定したようです。あと、栃木県のほうにつきましては、こちらにつきましては、不採択というような形をとったようでございます。

事務局のほうからは以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（平池紘士君） それでは、ただいまの説明を踏まえまして、本陳情についてご意見等があ

りましたら、ご発言を願いたいのですが、私のほうからちょっと一言お話ししたいのですけれども、実は旧栃木市、改選前の栃木市において、3月定例会なのですけれども、同様の趣旨を踏まえた意見書、陳情書をこの民生常任委員会で前委員長でありました福田委員長のもと、常任委員会では採択をした経緯がございます。それについての資料はちょっとまだ私のほうにないので、白石さん、持っていないですよ。ないですよ。ありますか。

○委員（白石幹男君） 意見書を出しているのだよな、もう。

○委員長（平池紘士君） 出していますよね。

○委員（白石幹男君） 出してある、佐々木さんから来たやつ。

○委員長（平池紘士君） ありますか。はい。

では、これはちょっと皆さんにお配りする形で。

〔資料配付〕

○委員長（平池紘士君） 済みません。これを皆さんにお配りした経緯というのも、新しい民生常任委員のメンバー構成となったということで、また新人議員の方もいらっしゃいますので、どういった経緯があったのかということをもまずは踏まえていただければというふうに思っております。その中で、また皆さんから本日ご意見をいただければというふうに思いますので、ご発言のほどありましたら、よろしくお願いたします。

福田委員。

○委員（福田裕司君） まずは、この先週の常任委員会の中でも、この内容につきましては、私も物すごく理解するところがございます、経緯は今、委員長のほうからお話しありましたように、3月でも同様な、今回の陳情にしてみると、2番と4番の項目かな、がまさに重なっている部分でありまして、これの意見書については出しております。また、事務局から冒頭お話しありましたように、これについては、もう衆参両議院で法案が成立されているという経緯もございまして、これの趣旨は、陳情第4号ということで、この「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情ということなのですよね、議題というか、お題目が。これについては、やっぱりもう国で法案成立しているのに、撤回を求める陳情というのはふさわしくないのかなと私は思います。

中身については、当然物すごく理解してやらなければいけない部分だとは思いますが、これ国は国でやっぱり今の財政面とか、そういうのも考えながら、この法案成立したのではないかなと思うのです。という観点から含めまして、不採択というのは何か言葉はふさわしくないような感じもするのですけれども、この題名からすると、今回は不採択という方法をとるべきかなと私は思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに発言は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 3月の議会で先ほど皆さんに配ってもらいましたが、これは事業者側から3団体ぐらいですか、出て、それについて議論して、これはやるべきだろうという結論に達して意見書を出しているのですよね。今回はその利用者側から出てきた、年金者組合ということで年金生活の人たちから出てきた陳情ということでもあります。

それで、前回この介護改悪については、改悪というか、見直しについては、だめだというような結論に達して意見書を出した。これは大きな意義がある。議会としてはこういう決定したわけですから、大きな意義があると思うのです。今回同じような議案が出てきて、時期的にちょうど国会審議が始まって、通過してしまったという時期の問題がありますけれども、内容については、福田委員も言っていたように理解はできるということで、私もその不採択というのはふさわしくないと思うのですよ。一旦改選前の議会ですけれども、同じような趣旨のことを採択して意見書として国に出しておるわけですから、これががらっと変わる、がらっと変わるという、不採択というのはちょっとおかしいのではないかなと私思うのです。

それで、いろいろ調べたのですけれども、趣旨は理解するというで、趣旨採択という形もあるのですよね。この趣旨については採択、理解できますよと。ただ、時期的な問題とか、そういうのがあって、国に、国というか、意見書として出すという部分については、ちょっと時期的な問題もあるのではないかなと、そういう私も考えあるので、趣旨は採択するというで、今後本当は趣旨採択していただいて、議会として何が問題かというのをよく議論して、その意見書として国に提出する、そういうやり方がいいのかなと思うのですよ。本来なら今度の最終日に意見書として、民生常任委員会独自の意見書をつくって出すのが理想的なのだけれども、その時間はないということで、その趣旨採択して、次期9月議会までに我々の研究会なり、事業者、利用者または執行部の意見なんかも聞きながら、どういう問題があるのか、そこら辺を研究して意見書として国に出すべきではないかなと、こういうふうに考えていますので、趣旨採択というのは余り議会では、採択か不採択かというようなことで、マルかバツかというようなことになってしまっておりますけれども、今回の場合、3月議会の経緯もあるので、趣旨採択というのをして、民生常任委員会で議論すると、意見書として出せるものは出していくというようなことでいかがかなと私思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 白石さんの意見に対して、ちょっと白石さん、技術的にどういうことになるのかという案はあるのですか。

○委員（白石幹男君） 案。

○委員長（平池紘士君） 案というか、その思いはわかったのですよ。だから、具体的にでは国に今回は出さずに……

○委員（白石幹男君） うん、今回は。

○委員長（平池紘士君） そのだから、趣旨採択という意思をではどういうふうに表現するのかとい

うのが問題だと思うのですけれども、いかがですか。

○委員（白石幹男君） 趣旨採択というのは、余り実効力はないのですよ。趣旨は理解しましたよと。ただ、普通は、本来は余り動かないというような意味合いなのだけれども、それは原発の問題なんかでも、原発ゼロなんていう、ゼロにしましょうというような意見書を出してくださいというような、そういう陳情が出て、原発、すぐゼロにはできないからというような、趣旨はわかるけれども、趣旨は採択して、議会としての意見書を出すというような、そういう例もあるみたいですよ。ですから、何が問題かというのをきっちり議論して……

○委員長（平池紘土君） いや、だから現時点での段階で趣旨採択ということを委員会として表明する上に当たって、具体的にでは本議会になったときに委員長報告の中で伝えるだけで終わらすのか、それとも何か議論を深めて今期中に国に意見書を出すのか、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○委員（白石幹男君） だから、最終的には出したいと思っていますよ、議論して。今回の今議会では意見書案として出せないけれども、民生常任委員会としては、いろいろ事業者の方だとか、利用者の方、また執行部の考え方も、これは無理だよみたいな部分もあると思うのですよね。特に地域包括ケアなんていうのは、ちょっと土台がないわけですから、そういう不安もあるみたいですから、そういった意見も踏まえて国に対してこの介護、こういうところを見直してくださいみたいな趣旨の意見書を出すと、それを9月議会の冒頭にでも意見書案として出せば一番ベターなのかなという事です。

○委員長（平池紘土君） はい、わかりました。

ちょっと整理したいのですけれども、白石さんの思いはわかりましたし、先々の話として、そういう方向性へ持っていきたいということはわかったのですけれども、現段階の陳情に対しての取り扱い方ということで、今の現段階、委員長の私として、事務局といろいろお話をさせてもらっているのですけれども、やはり現時点においては、採択か、不採択かという選択をとったほうが現時点ではいいと思います。その辺も踏まえて、皆さんからちょっとご意見いただきたいのですけれども。

永田委員。

○委員（永田武志君） まずは時期だと思うのですよね。我々のこの議会開催中に国の決定が出たということ、これがラッキーなのか、アンラッキーなのかわかりませんが、やはり私は総合的に結論から申しますと、福田委員に同調というか、同じ意見で、不採択。やはり思いはありますよね。地方議員として、また地方を思う一市民としても、やっぱり要支援1・2、それが果たして本当に地方に投げられて、受け皿が確保できるのか。新聞等にも書いてありましたけれども、この自治体でもやっぱり「はい、わかりました」と言うわけにはいかないと。もちろんそうなった場合は国の補助なり、支援をいただくのが前提になると思うのですけれども、あとは要介護1・2をどうするのだと、それももちろん大きな心配でございます。でも、やっぱりこの時期を得て、今、委員

長言ったように、国会でも18日に決定されたと。これ来年8月だよね。

○委員長（平池紘士君） はい。

○委員（永田武志君） 実施はね。

○委員長（平池紘士君） はい。

○委員（永田武志君） 一応私としては地方の議会として、ぺら1枚でこの出された案に関して、採択しても国が決定しているのであるので、そんなに私は効力はないと思うのだね。ですから、やっぱりまずは不採択、国の動向に従って。しかし、地方の意見も1年後には満足まではいかなくても、少しでも満足のできる国の支援を期待しながら、不採択にすべき、要するに国の動向に従うのが私個人としてはよろしいかなと思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私は最初から採択すべきということでこの間も意見を出したのですけれども、確かに表題の順序が違うとか、いろいろあると思います。前回の委員会でも賛成、採択で出したということで、何も担保がないわけですね、国との。我々は地方議会だと今お話ありましたけれども、地方議会は地方議会なりのやっぱりスタンスが必要だと思うのですよ。国の下請ではありませんので、いつも思うのですけれども、やはり国がこう決めたからという、逆に言っているいいタイミングで、「いや、もう少し考えろよ」という意味合いも含めて、我々栃木市議会は採択で出してもいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私も福田委員、また永田委員と同じように、6月18日に国会のほうで、立法府のほうでこの法案のほうで可決されたと、これが非常に大きいと思うのですよ。陳情の要旨等につきましては理解できる部分が多々ありますが、また件名に関しても法案の撤回を求める陳情ということでございますが、もう法案ではなくて、可決されて、もう案ではありませんので、本当にもう形式的にといいまして、そういった面からもこれを出すこと自体が非常に形的にもおかしくなってしまうのではないかというふうに思いますので、この陳情に関しては不採択にするべきだと思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかにご意見ありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私はもう百歩譲って、趣旨採択にしろという主張をしたわけですが、天谷委員は採択だと、採択か不採択かといえば、私は採択しろという立場です。ただ、皆さん不採

採択を主張された委員の皆さんは、では3月議会の意見書は何だったかというのが問われると思うのですよね。これは議会としてこの訪問介護を従来どおり継続すること、原則要介護3以上の特別養護老人ホーム入所基準をやめることと、そういった意思をあらわしているわけですよ。それを趣旨は理解するけれども、時期的なもう法案通ってしまったのだから不採択だというのは、むしろ矛盾する主張だと思うのですよね。だから、私はその趣旨を理解していただいて、趣旨採択にして、何らかの議会としての行動をとるべきだと、そういう姿勢、採択か不採択かといえば、私は採択ということですよ。

○委員長（平池紘士君） ちょっといいですか、済みません。白石委員、ちょっといいですか。

だから、その趣旨採択を選択した上で、具体的に何をやるのですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） それは議会の態度次第。

○委員長（平池紘士君） いいですか、ちょっと待ってください。

○委員（白石幹男君） 趣旨採択というのを、事務局に趣旨採択というのはではどういうものか、採択と、説明していただいても結構です。

○委員長（平池紘士君） わかりますか。事例があるのかどうか、ちょっと説明。

事務局長。

○事務局長（赤羽根則男君） 陳情とか請願につきましては、議会の審議結果の一つの形とすれば採択か不採択か、あるいはその議会で結論が出なければ継続審議というようなものが原則なわけなのですけれども、一つのひねりわざとといいますか、裏わざ的なものとして趣旨採択というのはちょっとあるようなことなのですけれども、ただ、それは多用しますと、何でもそういうふうには、では請願の趣旨はわかった。だけれども、例えばその中に意見書とか何かは議会として何かの行動を移してもらうまではいかない。そうしますと結構便宜的に使われてしまう可能性もあるので、確かに一つの議決のやり方として、趣旨採択というのはいろんなところで使っているようなのですけれども、ただ、それを先ほど言いましたように多用してしまうと、ちょっと便宜的に使われてしまうということもありますので、いろいろ勘案して本来ならば採択、不採択の結論を出すべきなのではないかなと私は思っていますけれども、ただ、いろんな議会を見ても、確かに趣旨採択ということ結論を出しているところはあるようでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私も採択か不採択、今までそういう趣旨採択というのは私も議員になってからやった覚えはないです。ただ、今回の場合、特に特殊だというのは、3月議会にこの同じ意見書を出していて、では不採択なのかという、では採択して出すべきだというのが本来の私は筋だと思うのですよ。ただ、法案通ってしまいましたから、撤回というのはちょっと、この法案を撤回しろという意見書というのはちょっとそぐわないのかなと思うのですけれども、だから事務局長が言わ

れたように、ちょっとそういう趣旨採択というのも特殊な部分もあるのだけれども、逃げ道になってしまって、そういうやり方は余り私もしたくないのだけれども、今回の場合は前回の3月議会の経緯もあるということで、一概にこれを不採択、趣旨はわかるけれども、時期が悪いから不採択というのはいかなるものかなと思うのです。では、百歩譲って趣旨採択はどうかと言っているのですけれども、不採択か採択かといえば、私はもう採択して国に出すべきだと思っていますよ。そういうことで、皆さんどう考えられるか。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 皆さん、法案で通ってしまったということは、よくわかるのですよ。法案通ったからどうにもならないのではないのかというのはわかるのですけれども、私が言いたいのは、されどその時期がどうのこうのではなくて、それについてはこういう意見があったのだということを出すべきだと思っています。これが今、採択者は2人ですけれども、やっぱり前のことも考えれば、中身は悪くないのだということであれば、法案の撤回とは書いてありますけれども、撤回はできるはずがないと思いますけれども、それは一つの行動としてやっぱりやるべきではないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 白石委員も天谷委員も言いたいのは、私も同じところは思い持っていて、ただ、3月でこれ通って、ここで反対しているという言い方ではなくて、3月はだから通して意見書として出しているのですよね、だから。だけれども、国のほうで要するに法案として通ってしまっているわけですよ。私は国が言ったから、それに従えとか、そういうことではなくて、今回のこの陳情のやっぱり撤回を求める陳情というこの題名だったら違うのではないのと言っているのですよ。そうするとこの利用者も含めて、この内容というのはこれからボランティアの人に任せるとか、実際そんな制度もできて、確立されていないわけですよ、はっきり言って。それをその利用者に任せるのではなくてと言っているわけではないですけれども、そういうところから絶対また出てこなくてはおかしい問題ですよ、これ、だって何にも解決されていないから。そこでまた議論してもいいのではないのかなと私は思うのですよね。そういう意味で不採択というような感覚なのですよ。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 白石委員のほうから3月議会、3月20日付で意見書を出したのと整合性がとれないのではないかというお話だったですけれども、私は全くそう思いません、3月議会で3月20日付で次期介護保険制度改正案の見直しを求める意見書、これをしっかりと栃木市議会として出して、それを踏まえて国会のほうで審議をして、今回の法案成立、6月18日になったわけでござい

ますので、整合性がとれないというのは、そんなことはないよと、栃木市議会の思いというものはしっかり届いていると。にもかかわらずといいますか、それを踏まえて国会のほうでは今回の法案のほうをしっかり成立をして、法律としてでき上がった。そういう状況の中で法案の撤回を求める陳情という件名でございますので、私はこの陳情は不採択にするべきだと、中身云々ではなくて、と思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかにご意見ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） では、ないようですので。

それでは、ただいまからお諮りしたいと思います。

陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情を採決いたします。

本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（平池紘士君） 起立少数であります。

したがって、陳情第4号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時26分）